

# 宮の原地区

## I 協議体の概要

名 称		宮の原地区共生会議			
設置年月日		令和元年7月22日	開催頻度		8～10回/年
構成団体（◎：事務局）					
<input type="radio"/>	自治会連合会	<input type="radio"/>	まちづくり協議会	<input type="radio"/>	民生委員児童委員協議会
<input type="radio"/>	老人クラブ連合会	<input type="radio"/>	福祉協力員連絡会		健康づくり推進委員会
<input type="radio"/>	市社会福祉協議会	<input type="radio"/>	地域包括支援センター		その他（ ）
設置方式					
<input type="radio"/>	新規設置	<input type="checkbox"/> 既存会議活用（ ）			<input type="checkbox"/> 地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無			
設置までの経緯					
時 期		内 容			
平成30年 6月		共生会議（仮称）（出席者：まち協，自治会連合会，自治会長，民生委員，福祉協力員等） → 区内全自治会を対象とした説明会を実施し，地域包括ケアシステムや第2層協議体について共通理解を図るとともに，見守り活動の体制づくりについて検討を行った。 ※ 区内を3ブロックに分けて，ブロックごとに会議を開催			
10月		共生会議（仮称） → 単位自治会ごとの具体的な活動内容や見守り対象者を整理 ※ 区内を3ブロックに分けて，ブロックごとに会議を開催			
令和元年 7月		共生会議 → 第2層協議体について，アンケート調査の検討 ⇒ 共生会議を第2層協議体として位置づけることについて合意形成を図った。			
〃		第2層協議体設置			
協議体における検討内容（協議体で取り組んできたこと，議論してきたこと）					
地域情報の共有，課題やニーズの把握について		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センターや各地域団体からの活動報告，民生委員からの情報提供</li> <li>高齢者の困りごとに関するアンケート調査の実施</li> </ul>			
支え合い活動について（見守り活動，居場所づくり，生活支援ボランティア等）		<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート結果を踏まえた支えあい活動の創出に向けた検討</li> <li>単位自治会が中心となった見守り活動</li> </ul>			

## II 取組事例

### 【地域における見守り体制の整備】

経 緯：令和3年6～7月 民生委員、福祉協力員と連携した、連合自治会を中心とする見守り活動の今後の方向性について検討  
⇒ 後期高齢者に対する年2回程度の訪問実施を決定  
8月 単位自治会における見守り活動実行部隊「宮の原地区高齢者見守りの会」を設立  
11～12月 訪問活動実施（1回目）  
※ 対象者：174名／14自治会  
令和4年6～7月 訪問活動実施（2回目）  
※ 対象者：192名／14自治会  
11～12月 訪問活動実施（3回目）  
※ 対象者：269名／14自治会

対 象： ① 一人暮らし後期高齢者世帯（75歳以上）  
② その他、一人暮らし・二人暮らし高齢者世帯などの見守りを要する高齢者  
※ ②については、令和4年6～7月以降随時追加

活動計画： 各自治会にて年2回訪問実施（6～7月，11～12月）  
※ 2人以上にて訪問を行う。

内 容： 生活に必要な品（ティッシュペーパー等）を持参し、雑談等を行う。  
※ 上記持参物については、宮の原地区共生会議（第2層協議体）にて用意

### 効果（検討中の場合は、期待する効果）

- ・ 高齢者に対する見守り活動を行うことにより、高齢者と地域住民における向こう三軒両隣の絆を強く深め、高齢者と密な関係を築くきっかけができた。
- ・ 単位自治会と連携することにより、地域ぐるみで見守りを行う体制を構築することができた。

#

## III 協議体を設置して、良かったこと

単位自治会を中心とした見守り活動について、地区全体で集約・共有する仕組みができた。

## IV 今後の方向性

宮の原地区全自治会における後期高齢者への見守り活動実施

## 宮の原地区高齢者見守りの会

1. 名称：宮の原地区高齢者見守りの会
2. 目的：高齢者等の見守り活動を行うことにより、高齢者等と地域住民並びに向こう3軒両隣りとの絆を強く深め、高齢者と密な関係を築き上げることを目的とする。
3. 組織：各自治会が活動母体となる。  
自治会長及び運営にかかわる役員  
社会福祉協議会役員  
民生委員・児童委員  
福祉協力員  
老人クラブ役員  
趣旨に賛同してくれる会員等
4. 活動：自治会を活動母体として、社会福祉協議会役員、民生委員・児童委員、福祉協力員、老人クラブ役員等に協力を仰ぎ、向こう3軒両隣りとの連携の取れた見守り活動。

〈訪問対象者〉

一人暮らしの後期高齢者（75歳以上）と 生活に支障がある老老夫婦（75歳以上）と  
生活に支障があると判断したひとり暮らし（年齢関係なし）と 生活に支障がある夫婦（年齢関係なし）への訪問

〈活動を進行するうえで常に行う活動〉

一人暮らしの後期高齢者（75歳以上）と 生活に支障がある老老夫婦（75歳以上）  
生活に支障があると判断したひとり暮らし（年齢に関係ない）と 生活に支障がある夫婦（年齢に関係ない）  
への訪問をするため、訪問者名簿 及び地図作成。  
（訪問者名簿作成は敬老者名簿を活用）（訪問者名簿については別紙書式参照）  
「訪問者名簿」は、訪問する高齢者の枠のみ記載する。  
（緊急連絡先や向こう3軒両隣りの名前等は、今後の訪問活動を通して随時情報が得られたら加筆していく。）

〈活動計画〉

名簿に基づき年2回訪問する。訪問時期は目安として、各自治会に日時は委ねる。  
名簿は、訪問活動を通して随時更新する。

1回目： 6月 1日～ 7月31日の期間

2回目： 11月 1日～12月31日の期間

〈活動方法〉

- ・訪問は必ず2人以上で訪問すること。
- ・訪問日は、高齢者が自宅にいることが多いと判断した日を選ぶ。  
（例えば、土・日・祝日の午前中 早い時間が良い）
- ・生活に必要な品（例えば、300円相当の3箱入りティッシュ）を持参し、日常の会話で、お茶飲み話に出てくる内容などを主に話し合う。  
（ティッシュは共生会議の費用で購入し、各自治会に配布する）
- ・絆を深めることが目的なので、調査のような感じにならないように注意して、生活上困っていること等の話が出てきた時は、その場で記帳しないで、訪問が終わって戻ってきてから「訪問者名簿個人票」に記帳する。  
（訪問者名簿個人票については別紙書式参照）

【令和3年 7月28日（水） 作成】

【令和4年 3月25日（金）1部改正】

【令和4年11月25日（金）1部改正】